

## 厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省告示第五百四十二号)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第七十八条第一項第二号イ及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)第三十九条第一項第三号イ並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)第四条第一項第一号イ(2)(一)及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)第十一条第一項第二号イ(2)(一)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

## 厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。)第七十八条第一項第二号イ及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)第三十九条第一項第三号イ並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。)第四条第一項第一号イ(2)(一)及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)第十一条第一項第二号イ(2)(一)の平均障害程度区分は、前年度の利用者(自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受ける者並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二條及び第百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号)第三号及び第四号に掲げる者を除く。以下同じ。)の数の平均値(以下「利用者の数」という。)及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定する。  
算式

{ (2×障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号)第2条第2号に

掲げる区分 2 に該当する利用者の数) + (3 × 同条第 3 号に掲げる区分 3 に該当する利用者の数) + (4 × 同条第 4 号に掲げる区分 4 に該当する利用者の数) + (5 × 同条第 5 号に掲げる区分 5 に該当する利用者の数) + (6 × 同条第 6 号に掲げる区分 6 に該当する利用者の数) } ÷ 利用者の数